

# 天童南部小学校後援会文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱

## (目的)

第1条 会長は、天童南部地区におけるスポーツの振興及びスポーツ選手の育成を図るため、全国大会又は東北大会規模のスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する選手及び団体に対し、予算の範囲内において、激励金（以下「激励金」という。）を交付する。文化面での活躍もスポーツ大会に準ずるものとする。

## (交付対象者)

第2条 激励金の交付の対象となるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人の場合にあっては、大会に選手として登録された者であって、下記に該当するものとする。

○ 天童市に住所を有する者（天童市教育委員会から区域外通学が認められている場合は可）であって、かつ、天童南部小学校（以下「学校等」という。）に在籍する児童であること

(2) 団体の場合にあっては、大会の競技に参加する団体として登録されたものであって、次のいずれかに該当するものとする。

○ 本地区または本市、本県に住所を有する者のみで構成された団体

## (交付対象となる大会)

第3条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 財団法人日本体育協会に所属する団体または日本スポーツ少年団に登録している団体が主催する大会。ただし、大会のスポンサーとなる企業等の名称を冠した大会又は武道、武術等の流派を限定した大会を除く。

(2) その他全国又は東北規模の小学生を対象としたスポーツ大会として文部科学大臣が認めたもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が激励金の交付の対象となる大会として認めるもの

2 国内又は国外で開催される国際大会規模のスポーツ大会に参加する個人又は団体に対する激励金の取扱いについては、山形県国際スポーツ大会出場褒章基準を参照のうえ、会長が別に定めるものとする。

## (激励金の額)

第4条 激励金の額は、次表に掲げるとおりとする。

個人・団体の別	東北大会規模のスポーツ大会	全国大会規模のスポーツ大会
個人	1人当たり 5千円	1人当たり 1万円
団体	1団体当たり 1万円	1団体当たり 2万円

2 交付する激励金の額は、個人又は団体が参加する場合、上位大会出場において前項の基準の額とする。（東北大会と全国大会双方に出場の場合には、全国大会の激励金を交付する）

3 一つの大会において個人の選手が団体の選手としても競技に参加する場合は、団体に対する激励金を交付し、個人の選手としての激励金は交付しないものとする。

4 予算の中で、申請について精査し、年度末に激励金を交付する。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 天童南部小学校後援会スポーツ出場激励金交付申請書（様式第1号）

(2) 大会への出場資格を確認できる資料（県大会、予選会等の成績を証明できるもの）

(3) 大会の内容を確認できる資料（大会の開催要綱等）

2 激励金の交付の対象となる者は天童南部小学校児童なので、その申請にあたっては、保護者との連名又はその所属する団体等の長、監督等による代理申請により申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 会長は、前条の規定により激励金の交付の申請があったときは、これを審査のうえ、激励金の交付の可否を決定し、その結果を天童南部小学校後援会スポーツ大会出場激励金交付決定（不承認）通知書（様式第2号）により前条の申請を行った者に通知するものとする。

(結果の報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかにその結果を天童南部小学校スポーツ大会出場報告書（様式第3号）により会長に報告しなければならない。

(激励金の交付の取消し及び返還)

第8条 会長は、激励金の交付の決定又はその交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により激励金の交付の決定又はその交付を受けた場合

(2) 大会が中止となった場合。ただし、大会の開催中又は大会が開催される直前に天災等の不可抗力により大会が中止となった場合はこの限りでない。

(3) 激励金の交付の対象となる個人若しくは団体又はその家族等の責めに帰すべき事由により大会への出場ができなくなった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が激励金の交付の決定を取り消し、又は交付を受けた激励金の全部若しくは一部を返還させることが適当と認める場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年 5月30日から施行する。